

# 令和4年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

令和4年12月23日（金）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行

## 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                    |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                  |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは定刻となりましたので、今年最後の令和4年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。早いもので今年もあと少しとなりました。まだ数日残っておりますが、1年間大変お疲れ様でした。今年も新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、思うように事業ができなかったのですが、産業祭や農ウォークは久しぶりに開催することができましたので、少しは前に進んだように思っております。また今年にはコロナやウクライナの影響により化学肥料や燃料費等の高騰がありまして、農業者の方々には大変苦労された年だったと思います。そこで市では収入の条件等がありますが、農畜産物の農業者に対しまして、昨年からの上昇分の差額を支援金として支給することになりました。詳細につきましては、後ほど全員協議会で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。それではまず初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。年末押し詰まった中でお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今、お話がありましたように、コロナがまたぶり返してきて、皆さま体にはぜひお気を付けいただきたいと思います。今日も寒いのですが、昨日も雨が降っていきまして、昨日私1人で東京都農業会議の視察に行きまして、とても有意義な視察となりました。青梅、瑞穂、八王子の東京農業アカデミーと3ヶ所へ行ったのですが、青梅では新規就農者の畑へ、まだ就農して6年ぐらいなのですが、もう●町歩ぐらいやっています、傾斜地の畑で大変そうでしたが、いろいろなものを栽培して、ただ1人でまわしているということで、たいしたもんだなと感心しました。また瑞穂では大規模農園へ、ここはびっくりするほど、東京でこんなすごい経営やれるのかと思うほどの経営をされていて、社長が説明してくれたのですが、すごく頭の切れる方ではっきりして、こういう考えを持っていればこんなにすごい経営ができるんだなと思いました。その後八王子の東京農業アカデミーへ伺ったのですが、この間こちらへ来ていただいた新規就農の□□さんという女性の方と、その他6人ぐらい会場に来ていろいろ説明をしてくれました。こういう方達がいるので草畑がなくなっていくのかなと思いました。私はよく農業会議など行くと言うのですが、新規就農者ばかりでなくて、後継者ですね。農業を代々やってきた家の後継者をできるだけ面倒見ていただきたい、ということをお願いしています。新規就農者はそれほど手厚くはないですが、機械なんかも借りられたり、補助で買えたりというサポート体制がありますが、その反面後継者には、跡継ぎだからもうすでにその家に倉庫だろうが、機械だろうがあるからいいだろうと思われているのか、サポート体制があまりないんですね。せっかく環境が整っているところでその後を継げないというのは、非常に残念なことと思っていますので、これからも農業会議にそういう点を、意見をまた更にしつこく言っていきたいと思います。皆さま押し詰まったところでいろいろ今日も忙しいと思いますので、ぜひスムーズな進行にご協力いただきまして、本日もよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、昨日12月22日に開催された「農地流動化・利用集積現地研究会」に私と事務局職員1名が出席いたしました。諸報告は以上です。本日の署名委員は橋本委員と笹本委員になります。よろしく願います。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は、大福委員、宮崎委員から欠席の連絡がありましたので、農業委員13名、推進委員4名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入りますが、第1号議案、番号1および第3号議案、番号1については関連議案となりますので、一括して審議いたします。また、第1号議案、番号1については、ご本人をお呼びしている案件となります。よろしく願いいたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和4年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・番号1 朗読)**

続きまして、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和4年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、第1号議案、番号1および第3号議案、番号1について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは説明をします。12月20日に大福委員と事務局2名、合計4名で行ってまいりました。地図は5ページになります。

**(現地案内図 説明)**

まず第1号議案の方ですが、畑①には梅が25本、大体十数年というところだと思います。ちょうど剪定が始まったところで、枝を切った跡、始まった跡がございました。草も刈ってあって、良好な状況でありました。続きまして畑②、こちらは梅の古木になりまして、50年以上経っている、結構姿が高い状況で、まだこちらは剪定が始まってなかったようです。こちらでも25本程ございました。下刈りも良くしてあったと思います。そして更に南に行った所に2筆ございますが、畑③は一番北側の方に梅8本、柿3本、柚子も植えてありました。畑④は普通の畑で、ノラボウ、エンドウ、ナガネギ、タマネギなど耕作されて、空いている所の草もしっかり管理されておりました。続いて第3号議案の方ですが、こちらは4枚続いている畑で、畑⑤はナガネギが植えてありまして、空いている所は耕耘されておりました。一番南側の畑⑥には梅が4本、30～40年経っていると思います。こちらはまだ剪定が始まってない状態でした。畑⑦、畑⑧は耕作はされていなかったのですが、草が良く刈られてきれいになっている状況でございました。以上、ご協議をよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございます

でしょうか？・・・ご本人がいらっしゃっていますので、何か質問がありましたら・・・。  
よろしいでしょうか？それでは適格者証明を受ける〇〇〇〇〇さんをお呼びいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) こんにちは。本日はお忙しいところご足労いただき、ありがとうございます。

(〇〇氏) こちらこそ、よろしく願いいたします。

(議長) 早速なのですが、現在までの経営状況やこれから先の計画などについて、簡単にご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(〇〇氏) 分かりました。〇〇〇〇〇と言います。畑①、畑②、畑③については今、梅が植わっておりまして、大きい梅を育てています。それから畑④については、半分だけ梅を植えておりまして、残りの半分は自分のところで食べる自家用の野菜を作っています。今、農協の方に小梅と、小梅がまだ他に2ヶ所ほどあるので、大梅と小梅を出荷しております。それからその梅で梅干しを作りまして、梅干しも農協の方へ出荷しています。今年はちょっと柚子がありましたので少し出していますが、あと他に畑がありまして、栗とサトイモ、ラッキョウ、コンニャク、トウガラシ等を農協へ出荷しております。今、1人ではなくて妹がおりまして、近くに住んでおりますので、梅をもぐ手伝いとかは妹と2人でやっております、出荷については妹が農協へ持って行ったり、売れ残った物を下げたりをしております、私は主に畑の方をやっております。大体2人でやっております。今、植えております梅は、だいぶ年数が経っている物があるので、新しい物も植えております。畑①は小さい木なので、これから大きくなると思うのですが、他はかなり大きくなって昔の木なので、これから少しずつ植え替えをしていくのかなと思っています。だいたいそんなところですよ。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申しますが、今、言った出荷先の農協と言うのは、「あいな」ですよ？

(〇〇氏) はい。高尾の「あいな」です。すみません。

(嶋崎委員) はい。では、五日市の会員になって、一生懸命やられているんですね？

(議長) そうです。五日市の会員です。

(嶋崎委員) いいことです。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) 今日のご苦労様です。20日に見させていただきました。大福さんからたくさん梅を出荷されているという話を伺っています。先ほど言った畑①はちょうど剪定が始まったところかなと思いましたが・・・

(〇〇氏) そうですね。

(橋本委員) それと畑②は、こちらは50～60年ぐらい経っているのかなと・・・

(〇〇氏) そうですね。50年ぐらい経っています。今、そこは2本ばかり小さい木を植えて、台風などで折れたのが2本程あったので、その所には2本新しい物を植えています。

(橋本委員) はい。安定するまで時間が掛かるとは思いますが、また継続して、「あいな」にも梅をたくさん出してくださっていると聞いていますので、ぜひ引き続きやっていただけますよう、よろしく願いいたします。以上です。

(〇〇氏) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?あくまで、納税猶予は畑をやっ  
ていただいて生産をしていただく、ということである制度ですので、ぜひ畑を頑張ってやって  
いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) それでは、他にご質問はよろしいでしょうか?・・・それでは、各議案ごとにお諮りいた  
します。第1号議案、番号1について、〇〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者で  
あることにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第3号議案、  
番号1について、〇〇△△さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議  
ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第2号議  
案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶  
予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続  
税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年12月  
23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。そうしましたら、地図は6ページをお開きください。こちらは20日に私と  
事務局2名で現地の確認に行っていました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇-〇の畑の北側にご自宅もございまして、ご自宅のすぐ南側に大きな畑をお持ちに  
なっていることとなります。現地の状態なのですが、大きく3つに分けて使われていて、一番  
東側が栽培施設になっております。水耕のトマトを作られておりまして、真ん中がブドウの棚  
を設置していて、一番西側が梅と柿とおっしゃっていたのですが、果樹がある状態でした。  
施設に関しては現在出荷もされているので、稼働している状態です。果樹に関しては私が見た  
ところ、出荷の実績はないのですが、下草も刈られていてすごくきれいな状態でした。真ん中  
のブドウの棚なのですが、こちらだけブドウの生育があまりよろしくないことに関係している  
のか、少し下草が刈られてない状態になっておりまして、季節柄枯れてはいるのですが少し高  
めの草があるので、切っていただくようお願いをしております。ただ、別段、すごく放置し  
ているかと言うと、そういうことでもないのです、少し手を入れていただければ問題なく使える  
状態、特に長期間放置した様子もありませんでしたので、別段の問題はないものかと思われ  
ます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と笹本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2についてですが、こちらは〇〇委員のご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。それでは番号2を報告させていただきます。12月20日、現地調査に松村委員と事務局2人、計4人で行ってまいりました。案内図は7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地はガラスハウス3棟、ビニールハウス3棟、その中のビニールハウス2棟分が今回の申請場所になります。〇〇〇〇さんは家族で植木、グランドカバーの生産を行っていて、10月7日、島しょ農業委員会現地見学場所として協力いただいた場所でもあり、特に問題はありませんでした。以上です。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。番号3を報告させていただきます。案内図は8ページをご覧ください。先ほどの案件のちょうど東側に当たります。

**(現地案内図 説明)**

周りは住宅街で、現地は道の縁に果樹、柿と柚子が植わってしまっていて、奥はきれいに耕耘され、

特に問題はないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号4 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4についてですが、担当の大福委員から書面にて調査報告をいただいておりますので、事務局より代読にて説明願います。

(事務局) はい。それでは大福委員からお預かりしております書面にて、こちらの案件について説明をさせていただきます。番号4についてですが、12月20日に橋本委員および事務局2名とともに現地調査に伺いました。地図については、9ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

当日は、所有者の弟さんが農作業中でした。現在、ネギ、タマネギ、ノラボウ、ハクサイ、サトイモが作付けされておりました。また、作付けされていない場所は綺麗に耕耘されており、圃場の端にサツマイモ、ナスの枯れ枝があったことから、それらの作付けが行われていたことが伺えました。圃場の形が三角形で、作付けしにくそうな場所もありましたが、全体としては問題はないかと思えます。以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。代読でした。

(議長) ただいま、事務局から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和4年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る12月20日、唐澤委員、事務局2名、計4名で現地を見てまいりました。

地図は10ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

現地は綺麗に耕耘されて、いつでも使えるようになっておりました。以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2についてですが、こちらは〇〇委員のご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第4号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員から書面にて調査報告をいただいておりますので、事務局より代読にて説明願います。

(事務局) はい。それでは説明させていただきます。12月20日に橋本委員、および事務局2名とともに現地調査を行いました。地図につきましては、11ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

圃場には2本の柿の木が植えてありますが、以前より下草の管理が不十分で、隣接する農地の耕作者から指摘を受けては所有者が下刈りをする、の繰り返しでした。現在も草の背丈は低いものの下草が強く生えていますので、畑として利用するまでにはトラクター耕耘などが数度必要かもしれません。ですが、この度利用集積により利用状況に大きな改善が見込まれますので、喜ばしい案件と思います。また、契約期間が1年となっているのは、新規就農者への引継ぎが予定されていると聞いております。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。代読でした。

(議長) ただいま、事務局から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(小川委員) 新規就農者というのは、〇〇さんのところで勤めている人が借りる、という予定ですか?

(事務局) はい。その認識で間違いありません。今、〇〇さんのところで研修されている□□□□さんという方で、年齢が●●歳ぐらいの方なのですが、来年新規就農をする予定の方となっております。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第4号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明させていただきます。先日20日に本郷委員と事務局で確認をしてまいりました。地図は12ページをお願いいたします。

**(現地案内図 説明)**

〇〇-〇、△△-△の畑ですが、こちらは借りて数年経ちますが、現在は耕耘後で草もほとんどなく、冬の畑となっております。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和4年あきる野市農業委員会12月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、1月25日、水曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時18分